

交通不便地域等における新たな交通システム導入に係る

実現化方策検討業務委託公募型企画提案募集要領

令和4年（2022年）9月

鎌倉市

目 次

1	目的及び趣旨	1
2	業務の内容	1
	（1）業務名称	
	（2）業務内容	
	（3）委託業務期間	
	（4）委託料の上限額	
	（5）支払い条件	
	（6）発注者及び事務局	
3	業者の選定方法	1
4	応募資格	1
	（1）参加資格等	
	（2）地域要件	
	（3）欠格事由	
5	応募手続	2
	（1）関係書類の配布	
	（2）質問及び回答	
	（3）参加表明書等の提出	
	（4）参加表明書等の資格審査結果の通知	
	（5）提案書及び見積書の提出	
6	提案書等の書類審査（一次審査）	4
	（1）業者選定審査会の設置	
	（2）審査方法	
	（3）審査基準	
	（4）審査結果	
7	プレゼンテーション審査（二次審査）	5
	（1）実施日時	
	（2）実施場所	
	（3）プレゼンテーションの順番	
	（4）プレゼンテーションの時間	
	（5）プレゼンテーション方法	
	（6）出席者	
	（7）事業者の選定	
	（8）選定結果	
	（9）その他	
8	委託業者の契約手続	7
9	その他の留意事項	7
10	選定スケジュール	8

1 目的及び趣旨

「交通不便地域等における新たな交通システム導入に係る実現化方策検討業務委託（以下「本業務」という。）」の委託業者を一定の基準で評価する企画等提案型により選定するもので、本要領はそのために必要な事項について定めるものです。

2 業務の概要

(1) 業務名称

交通不便地域等における新たな交通システム導入に係る実現化方策検討業務委託

(2) 業務内容

別添「交通不便地域等における新たな交通システム導入に係る実現化方策検討業務委託仕様書」のとおり。

(3) 委託業務期間

本業務の委託期間は、契約を締結した日から令和5年（2023年）3月31日までとする。

(4) 委託料の上限額

7,651,600円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※ なお、上記の金額内で提案を募集するものであり、契約締結に関する予定金額ではありません。また、上記金額を超える提案は失格となります。

(5) 支払条件

業務完了払い

(6) 発注者及び事務局

ア 発注者 鎌倉市長 松尾 崇

イ 事務局

鎌倉市まちづくり計画部都市計画課交通政策担当

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

電話 0467-23-3000 内線 2510、2511

FAX 0467-23-8700

E-mail koutsu@city.kamakura.kanagawa.jp

3 業者の選定方法

本業務を委託するにあたり、最適な事業者の選定を公募提案型方式により行います。この方式は、本業務の受託を希望する事業者を公募し、その参加者から提出される資料及びプレゼンテーション等により、本業務実施のための適正及び提案について審査し、最適な事業者を選定するものです。

特に、提案にあたっては、仕様書の項目・意図を踏まえ、各者の経験・実績、知見、情報等を駆使し、本業務の目的を達成できる提案をして下さい。

4 応募資格

応募を行う事業者は法人格を有し、公告日現在において次の(1)～(3)の要件を全て満たすものとします。

なお、協力会社等に協力を要請する場合は、当該協力会社等は次の(3)の要件を満たすものとします。

また、共同企業体による応募も認めるものとし、この場合、代表する事業者が応募手続きを行い、当該代表事業者は次の(1)～(3)の要件を全て満たすものとします。

(1) 参加資格等

かながわ電子入札共同システムの競争入札参加資格認定（神奈川県又は鎌倉市）を受け、過去2箇年（令和2年度(2020年度)、令和3年度(2021年度)）の間に官公庁又は公法人と契約した実績を2件以上有する者。

(2) 地域要件

神奈川県又は東京都に本社又は営業所を有すること。

(3) 欠格事由

次の欠格事由に該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく鎌倉市の入札参加制限を受けていない者であること

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事更生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）

ウ 監督官庁から営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けている者。

エ 「鎌倉市入札指名停止取扱基準」に基づき指名停止を受けている期間中である者

オ 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と関係を有しないこと。

5 応募手続

(1) 関係書類の配布

ア 配布期間

令和4年(2022年)9月8日(木)から9月22日(木)まで

イ 入手方法

配布期間中に鎌倉市のホームページによりダウンロードしてください。

(URL:<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kurashi/koutsuu/>)

(2) 質問及び回答

本募集要領に係る質問の受付は、電子メールにて行います。

ア 提出期限

令和4年(2022年)9月8日(木)から9月22日(木)17時まで

イ 提出書類

質問書【様式4】

ウ 提出方法

事務局へ電子メールにより提出してください。なお、未到着等の事故を防ぐため、電話で送付の旨の連絡をお願いします。

エ 回答方法

質問書の回答を集約して、令和4年(2022年)9月27日(火)(予定)の間に市ホームページに掲載します。

(3) 参加表明書等の提出

本業務の公募提案に参加しようとする場合は、ウに掲げる参加表明書【様式1】等の書類を提出し、参加の意思を表明してください。なお、提出期日以降の提出については、いかなる理由でも受け取らないのでご承知ください。

ア 提出期限

令和4年(2022年)9月8日(木)から9月26日(月)持参の際は、12時から13時を除く。
(持参の場合は、9月26日17時必着、郵送の場合は配達日が9月22日までの消印)

イ 提出先

事務局(都市計画課 交通政策担当)

ウ 提出書類

参加表明書、会社概要書、誓約書

提出書類等		部数	内容・記載を要する事項	備考
1	参加表明書	2	参加表明書等作成要領のとおり	【様式1】 正本1部、副本1部
2	会社概要書	1	会社概要	【様式2】 パンフレット等
3	誓約書	1	応募資格要件等を満たす旨の誓約書	【様式3】

エ 提出方法

様式1~3に必要事項を記入し、添付資料等とともに、持参(土日祝日は除く)又は郵送(配達証明付郵便に限る。配達日が9月22日までの消印。)してください。

(4) 参加表明書等の資格審査結果の通知

ア 応募資格の確認方法

参加表明書を提出した事業者が、4に示す応募資格を有するかどうかを確認します。なお、5(3)の提出期限後に提出した者は、応募資格の確認の対象としません。

イ 審査結果の通知等

令和4年(2022年)9月28日(水)を目途に、参加表明書の提出者に対し応募資格の審査結果の通知を発送(郵送もしくは電子メールで通知)します。

(5) 提案書及び見積書の提出

提案書及び見積書(以下「提案書等」という。)は、「交通不便地域等における新たな交通システム導入に係る実現化方策検討業務委託公募型企画提案書作成要領及び様式集」に基づき作成してください。提案書かがみは、【様式5】とし、提案書(提案内容)は【様式任意】とします。

ア 提出期限

令和4年(2022年)9月29日(木)から10月3日(月)17時まで(必着)12時から13時を除く。

イ 提出書類

提案書【様式5】及び見積書

ウ 提出部数

10部（正本1部、副本9部、電子データ一式）。参加事業者名が判明する事項は記載しないでください。なお、見積書については正本1部のみ提出してください。

電子データ一式とは、提案書【様式5】等一式（PDFデータ形式）を保存したCD-Rを提出してください。

エ 提出方法

事前に提出時間について電話連絡等を行った上で、事務局へ持参又は郵送（30日（木）消印）してください。

オ 提案書の取扱い

提出期日後の提案書等の追加、変更は認めません。また、提出された全ての書類は返却しません。

6 提案書等の書類審査（一次審査）

多数の事業者により提案書等を提出いただいた場合には、書類審査（一次審査）を実施します。書類審査の実施については、参加資格の適否をお知らせする際に併せて通知します。

(1) 業者選定審査会の設置

最優秀提案者を選定するために、「交通不便地域等における新たな交通システム導入に係る実現化方策検討業務委託業者選定審査会」（以下「選定審査会」という。）を設置します。

(2) 審査方法

審査は、選定審査会によるプレゼンテーション・ヒアリング審査（二次審査）実施にあたり、提案募集事務局において書類審査を実施し、二次審査に進む事業者を4者程度選定します。

(3) 審査基準

選定に係る評価項目及び着眼点は次のとおりとします。

評価項目	評価の着眼点	点数
参加事業者の実績 ＋ 配置予定担当者の実績 (管理責任者、主担当者)	本市業務との類似性に応じて評価	30
提案書	業務遂行に関する以下のテーマへの提案内容に応じて評価 ・ 業務実施方針及び実施体制 ・ 課題と解決策（持続可能なインプリメント運行の枠組） ・ 業務工程（スケジュール）	70
合計		100

(4) 審査結果

審査結果は、令和4年(2022年)10月5日(水)までに鎌倉市ホームページ及び電子メールにて通知します。電子メールを受信した際、確認のため事務局に電話で連絡をしてください。

なお、審査結果についての問合せ、異議申し立ては受け付けません。

7 プレゼンテーション審査(二次審査)

(1) 実施日時

令和4年(2022年)10月11日(火)(予定)の事務局が提案事業者ごとに指定した概ね40分間。詳細については、参加資格の適否通知時又は書類審査(一次審査)を実施する場合は、書類審査(一次審査)結果通知時にお知らせします。

(2) 実施場所

鎌倉市役所を予定しています。詳細は、上記(1)実施日時の通知時に併せて通知します。

(3) プレゼンテーションの順番

プレゼンテーションの順番は、提案書の受付順とします。

(4) プレゼンテーションの時間

各事業者概ね40分程度(プレゼンテーション20分以内、質疑応答20分程度とし、準備時間は含みません。)とします。また、参加状況により、時間配分が変更となる可能性があります。

(5) プレゼンテーション方法

プレゼンテーションでは、提出書類の他、パワーポイント等の使用を認めます。

なお、パワーポイント使用に際し、プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意しますが、PC及び接続機器等は持参してください。

(6) 出席者

本業務に従事する者(管理責任者)がプレゼンテーション及び質疑応答を主に行うものとし、出席者は3人以内とします。

(7) 事業者の選定

ア 審査方法

選定審査会の委員が、この審査基準に基づき提出された提案書等の内容及びプレゼンテーション、質疑応答について審査し点数化します。

評価項目ごとの点数の合計を評価点とし、各選定委員の評価点の合計点において最も高い者を優先交渉事業者とし、2番目に高い事業者を次点とします。この場合において、評価点の合計点と同じ者が2者ある時には、選定審査において決定するものとします。

なお、提案事業者が1者だった場合は、各選定委員の二次審査の評価項目のみの平均点が合計点の6割未満である時を除き、当該提案者を優先交渉事業者とします。

イ 審査基準

選定に係る評価項目及び着眼点は、次のとおりとします。

また、配点については5段階評価とし、非常に優れている5、優れている4、普通3、劣る2、非常に劣る1とし、段階ごとの配点は各項目の配点を5で除したものとします。

評価項目	評価の着眼点	配点	段階毎の配点
提案事項	鎌倉市の特性（現状や課題等）を適切に把握できているか。	15	3
	業務のねらいや課題・問題点等を的確に整理できおり、業務の考え方（実施方針）や検討内容・プロセスの提案が具体的で、本業務を遂行する上で有効性の高いものか。	25	5
	検討内容・プロセスを裏付ける類似事例や実績が明示されているなど、説得力のある提案か。	25	5
	独創性のある提案内容となっているか。	25	5
	持続可能な提案内容となっているのか。	20	4
	市の施策（総合計画、スマートシティ構想、立地適正化計画、高齢者等外出支援等）を踏まえた提案内容となっているか。	20	4
提案者（プレゼンテーション）について	プレゼンテーションや提案書等（資料）が分かりやすいか。また、質疑応答の際に的確に回答出来ているか。	30	6
業務遂行の能力について	業務に対する取組意欲が高く、熱意が感じられるか。	25	5
	業務実施のための体制及び実施スケジュール（業務フロー）は適切か。	15	3
委託料見積額	委託料見積金額からの数値化。（※参照）	10	1
合計		210	—

※ もっとも低廉な金額（以下「最低額」という。）を10点として、他の金額を最低額で除し、その数値から1を減じた数値を1から減じ、その数値に10点を乗じた数値を得点とします。なお、小数点以下は切り捨てます。

(8) 選定結果

選定結果は、プレゼンテーション審査を実施した提案者全員に対し、令和4年(2022年)10月17日(月)までに文書で発送します。また、市ホームページにて優先交渉事業者を公表します。

また、各選定委員の評価点の合計点は事業者ごとに公開（事業者名は優先交渉事業者のみ公開）します。

なお、審査結果についての問合せ、異議申し立ては受け付けません。

(9) その他

プレゼンテーションに際しては、提出した提案書等に記載した内容の範囲内とします。また、資料の追加又は変更の提出は認めません。

新型コロナウイルス感染症対策上必要と判断した場合は、審査方法を変更する場合があります。

また、プレゼンテーション及び採点は匿名で実施しますので、参加事業者名や参加事業者名が特

定できるような表現は行わないようにしてください。また、審査会での選考は非公開とします。

8 委託業務の契約手続

本市は、選定委員会で選定された優先交渉事業者との協議を経て、優先交渉事業者を予定委託業者として決定します。優先交渉事業者を予定委託業者として決定できなかった場合は、次点交渉事業者との協議を行い、次点交渉事業者を予定委託業者として決定します。その後、予定委託業者と契約を行います。

最優秀提案者及び次点者の選定、委託業者の決定、審査結果講評等について、「鎌倉市プロポーザル方式等の実施に関するガイドライン」に基づき、鎌倉市ホームページにて結果を公表します。

9 その他の留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、再委託（業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせること）はできません。ただし、一部業務の主要な部分を除き、第三者に委託又は請け負わせる時には、「協力会社」として提案書等に記載して下さい。
- (2) 本業務の応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。
- (3) 委託業務契約を締結するまでの間、次に掲げる事由に該当した場合は参加資格を喪失するものとします。
 - ア 「4 応募資格」のいずれかが満たされなくなった場合
 - イ 提出された書類に虚偽が判明した場合
 - ウ 本プロポーザルに関わる事項において、他の提案者と応募提案の内容等について相談した場合
 - エ 本プロポーザルに関わる事項において、選定委員と接触した場合
- (4) 参加表明書（添付書類を含む）、提案書の作成及び提出（プレゼンテーションのための交通費等を含む）に要する費用については、参加者の負担とします。
- (5) 提出した参加表明書、提案書等の全ての書類は返却しません。
- (6) 提案者が1者の場合も企画等提案を行い、選定結果は有効なものとして取り扱うものとします。
- (7) 適切な提案がない場合は、最優秀提案者等の選定を行わない場合があります。
- (8) 参加表明後、プロポーザルを辞退する者は、辞退届（様式任意）を事務局へ提出してください。この場合辞退者に不利益が生じることはありません。
- (9) 本業務に係る見積書に1(4)の委託料上限額を超える見積額を記載した場合は、失格とします。
- (10) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差し替え、追加、削除等は認めません。ただし、選定委員会が指示した場合は除きます。
- (11) 提出された参加表明書、提案書等は、参加資格の審査及び提案書の審査以外に提出者に無断で使用しません。
- (12) 提出された提案書の著作権は、提案者に帰属するものとし、第三者の著作権の使用については、提案者の責任において必要な手続を行ってください。
- (13) 提案書提出した場合であっても、資格審査において応募資格を満たしていないと判断した場合、提案書の審査は行いません。また、その場合においても提案書を返却することは出来ません。
- (14) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例（平成13年9月条例第4号）に

に基づき、提出書類等を公開することがあります。

- (15) 本市と契約を締結する事業者は、提出書類の業務工程表に記載する内容を基に本市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、本市の承諾なく業務工程の変更はできないものとします。
- (16) 募集要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、鎌倉市財務規則（平成7年規則第34号）等関係法令等の定めるところによります。

10 選定スケジュール（予定）

日 程	事 項
令和4年(2022年)9月8日(木)～9月22日(木)	募集要領の配布期間（HP・入札掲示板）
令和4年(2022年)9月8日(木)～9月26日(月)	参加表明書の受付期間
令和4年(2022年)9月28日(水)	資格審査結果の通知
令和4年(2022年)9月8日(木)～9月22日(木)	質問書の受付期間
令和4年(2022年)9月27日(火)	質問書の回答（HP）
令和4年(2022年)9月29日(木)～10月3日(月)	技術提案書の受付期間
令和4年(2022年)10月5日(水)（予定）	一次審査があった際の結果の通知
令和4年(2022年)10月6日(木)（予定）	技術提案書のプレゼンテーション日程連絡
令和4年(2022年)10月11日(火)（予定）	プレゼンテーション・審査会
令和4年(2022年)10月17日(月)（予定）	プレゼンテーションの結果通知・公表（HP）
令和4年(2022年)10月中旬以降(予定)	契約に向けた協議、契約締結